平成２６年（フ）第１８号
埼玉県行田市谷郷３丁目６番43号
債務者　吉野　一夫
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３９号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目１番12号
債務者　堀出　克則
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　英人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
長崎県島原市高島２丁目7246番地６　サンライズ烏山105号
債務者　蓮本　陽子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植木　博路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第２２９０号
名古屋市中川区中島新町２丁目310、住民票上の住所名古屋市港区港北町３丁目38番地の２
債務者　對馬　　博
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸岩　龍弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７号
石川県白山市相木町102番地３　セジュール201号室
債務者　室木　昭広
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４５６号
愛知県豊田市瑞穂町１丁目24番地　リバーサイド瑞穂Ａ202号
債務者　大久保友広
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
横浜市中区長者町２丁目５番地５　長者町ビジネスマンション815号室
債務者　白根　敬二
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南竹　　要
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５号
横浜市神奈川区羽沢南１－46－16　稲葉アパート101、住民票上の住所横浜市南区吉野町２丁目６番地８　宮下ビル１Ｆ恋子内
債務者　鈴木已喜男
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伴　　広樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５号
富山市婦中町長沢4124番地　市営住宅５棟101号
債務者　伊藤　直人
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉木　正幹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７号
堺市北区長曽根町545番地８
債務者　サンワつり具こと　大代　　要
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
札幌市南区石山２条３丁目３番10号　ブライトイシヤマ６号
債務者　寺岡　知未（旧姓西塚・船木）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
静岡県浜松市中区鴨江２丁目46番５号　ヴィータ・ルミノソ301号
債務者　袴田　英樹
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　英人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３号
島根県邑智郡川本町大字川本2086番地１
債務者　松嶋　　聖
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２６８２号
東京都板橋区西台３丁目33―15―103
破産者　小笠原貴文
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６８５号
埼玉県さいたま市緑区東浦和５丁目15―21―201
破産者　谷　　海彦
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６９７号
東京都町田市木曽東１丁目３－Ｃ５―305
破産者　福　　秀則
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７０２号
東京都世田谷区大蔵５丁目13―19―103
破産者　黒松　裕雄
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７１４号
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1780番地６―508
破産者　唐紙　　弘
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部